

IV 經濟的支援

令和6年度予算 1,493億円 (1,486億円) ※ () 内は前年度当初予算

1 事業の目的

- 父又は母と生計を同じくしていない児童が育成されるひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。

2 事業の概要

＜支給対象者＞

- 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）を監護する母等

＜支給要件＞

- 父母が婚姻を解消した児童、父又は母が死亡した児童、父又は母が一定程度の障害の状態にある児童、父又は母の生死が明らかでない児童等を監護していること等

＜手当額（令和6年4月～）＞

- 月額
 - ・ 全部支給：45,500円 ・ 一部支給：45,490円～10,740円
※令和5年度単価 全部支給：44,140円 一部支給：44,130円～10,410円
 - ・ 全部支給：10,750円 ・ 一部支給：10,740円～5,380円
※令和5年度単価 全部支給：10,420円 一部支給：10,410円～5,210円
 - ・ **児童2人目と同額※R6年11月分から**（改正前は・全部支給：6,450円 ・ 一部支給：6,440円～3,230円）
※令和5年度単価 全部支給：6,250円 一部支給：6,240円～3,130円
- 加算額（児童2人目）
 - ・ **改**（児童3人目以降1人につき）

＜所得制限限度額（収入ベース前年の所得に基づき算定）＞ **※R6年11月分から**

- 全部支給（2人世帯）：**190万円**（←160万円） 一部支給（2人世帯）：**385万円**（←365万円）

＜支給期月＞ ○ 1月、3月、5月、7月、9月、11月

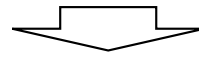
3 実施主体等

- 【実施主体】都道府県・市・福祉事務所設置町村
- 【補助率】国 1／3、都道府県・市・福祉事務所設置町村 2／3
- 【受給者数】817,967人（母775,605人、父38,952人、養育者3,410人）※令和5年3月
- 【改正経緯】
 - ①多子加算額の倍増（平成28年8月分手当から実施）
 - ②全部支給の所得制限限度額の引き上げ（平成30年8月分手当から実施）
 - ③支払回数を年3回から年6回に見直し（令和元年11月分手当から実施）
 - ④ひとり親の障害年金受給者についての併給調整の方法の見直し（令和3年3月分手当から実施）
 - ⑤所得制限限度額の引き上げ（全部及び一部支給）、第3子以降の多子加算額の増額（令和6年11月分手当から実施）

児童扶養手当制度の主な改正経緯

【昭和36年】 児童扶養手当制度創設（母子福祉年金の補完的制度として発足、全額国庫負担）

[施行は昭和37年1月1日]



【昭和60年8月～】

- 母子福祉年金の補完的制度から、母子家庭の生活の安定と自立の促進を通じて児童の健全育成を図る福祉制度に改正
- 手当額の2段階制（所得による手当額の一部支給停止）を導入
- 支給主体を国から都道府県知事に移行、地方負担の導入 等

【平成10年8月～】

- 所得制限の見直しによる給付の重点化 等
 - ・受給者本人（2人世帯：収入ベース） 全部支給：204.8万円 → 従来どおり
一部支給：407.8万円 → 300.0万円
 - ・扶養義務者等（6人世帯：収入ベース） 946.3万円 → 600.0万円

【平成14年8月～】

- 就労等による収入の増加が総収入の増加につながるよう、所得額と手当額との関係の見直し 等
 - ・所得制限の見直し 受給者本人 全部支給：204.8万円 → 130.0万円
一部支給：300.0万円 → 365.0万円
 - ・手当額の見直し 全部支給：42,370円 → 従来どおり、
一部支給：28,350円 → 42,360円～10,000円

【平成15年】

- 支給期間と手当額の関係の見直し 等
 - ・受給期間が5年等を経過したときは、政令で定めるところ（一定の事由に該当する場合は適用除外あり）により手当の一部支給停止措置の導入（平成20年4月から適用）

【平成22年8月～】

- 父子家庭への児童扶養手当の支給拡大

【平成26年12月～】

- 公的年金給付等との併給制限の見直し（手当よりも低額の公的年金等を受給する場合に、その差額分の手当を支給）

【平成28年8月～】

- 第2子加算額及び第3子以降加算額を最大倍増
第2子加算額：5,000円 → 10,000円～5,000円
第3子以降加算額：3,000円 → 6,000円～3,000円

【平成30年8月～】

- 全部支給の所得制限限度額の引上げ
・所得制限 全部支給：130万円 → 160万円（扶養親族等の数が1人の場合）

【令和元年11月～】

- 支払回数の見直し
・支払回数 4月・8月・12月の年3回 → 1月・3月・5月・7月・9月・11月の年6回
・前年所得による支給制限の適用期間 8月から翌年7月 → 11月から翌年10月

【令和3年3月～】

- 障害年金との併給制限の見直し（障害基礎年金等を受給する場合に、手当の額と障害年金の子の加算部分の額との差額分の手当を支給）

【令和6年11月～】

- 全部支給及び一部支給の所得制限限度額の引上げ（扶養親族等の数が1人の場合）
・所得制限 全部支給：160万円 → 190万円
・所得制限 一部支給：365万円 → 385万円
- 第3子以降の加算額を第2子加算額まで引上げ
・第3子以降加算額：6,450円～3,230円 → 10,750円～5,380円（令和6年度手当額）

児童扶養手当受給者数の推移

○令和4年度末受給者数

(単位:人)

	総数	生別世帯		死別世帯	未婚世帯	父又は母が障害者世帯	父又は母による遺棄世帯	父又は母がDV保護命令を受けた世帯
		離婚	その他					
母子世帯	749,637 (100.0%)	640,319 (85.4%)	500 (0.1%)	4,289 (0.6%)	97,548 (13.0%)	4,507 (0.6%)	1,632 (0.2%)	842 (0.1%)
父子世帯	38,626 (100.0%)	34,431 (89.1%)	25 (0.1%)	1,870 (4.8%)	602 (1.6%)	1,567 (4.1%)	127 (0.3%)	4 (0.0%)
その他の世帯※	29,704							
計	817,967							

※その他の世帯は、2人以上の児童がそれぞれ異なる支給事由に該当する場合に当該児童を父又は母が監護等する世帯及び父又は母以外の者が養育する世帯

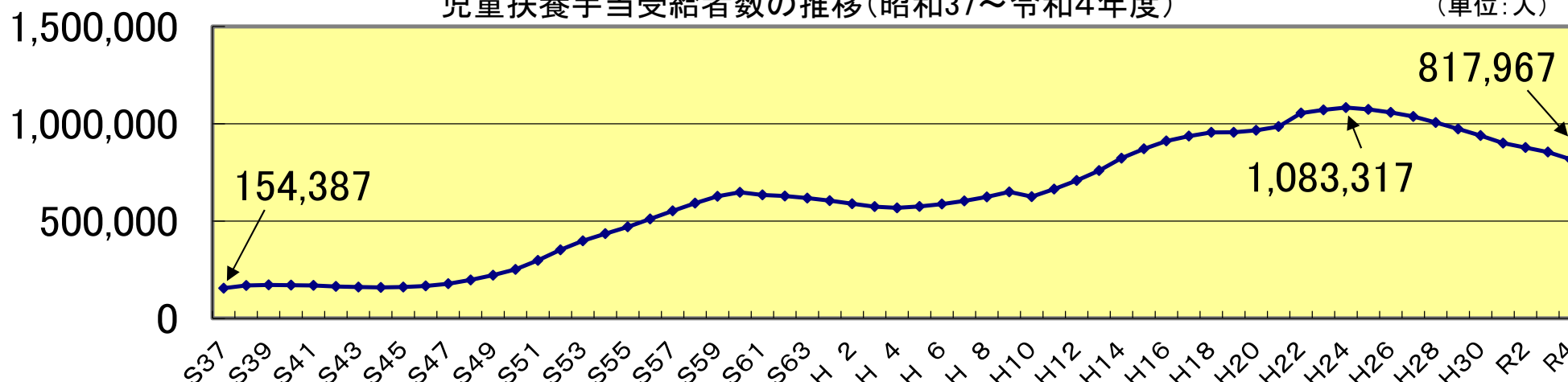
○ 先般、母子家庭の増加により、児童扶養手当の受給者数も増加していたが、平成24年度末を境に減少に転じている(平成24年度末から令和4年度末▲265,350人)。

※ 平成22年8月より、支給対象を父子家庭にも拡大

○ 令和4年度末において、全部支給者は452,161人(55.3%)、一部支給者は365,806人(44.7%)である。

児童扶養手当受給者数の推移(昭和37～令和4年度)

(単位:人)

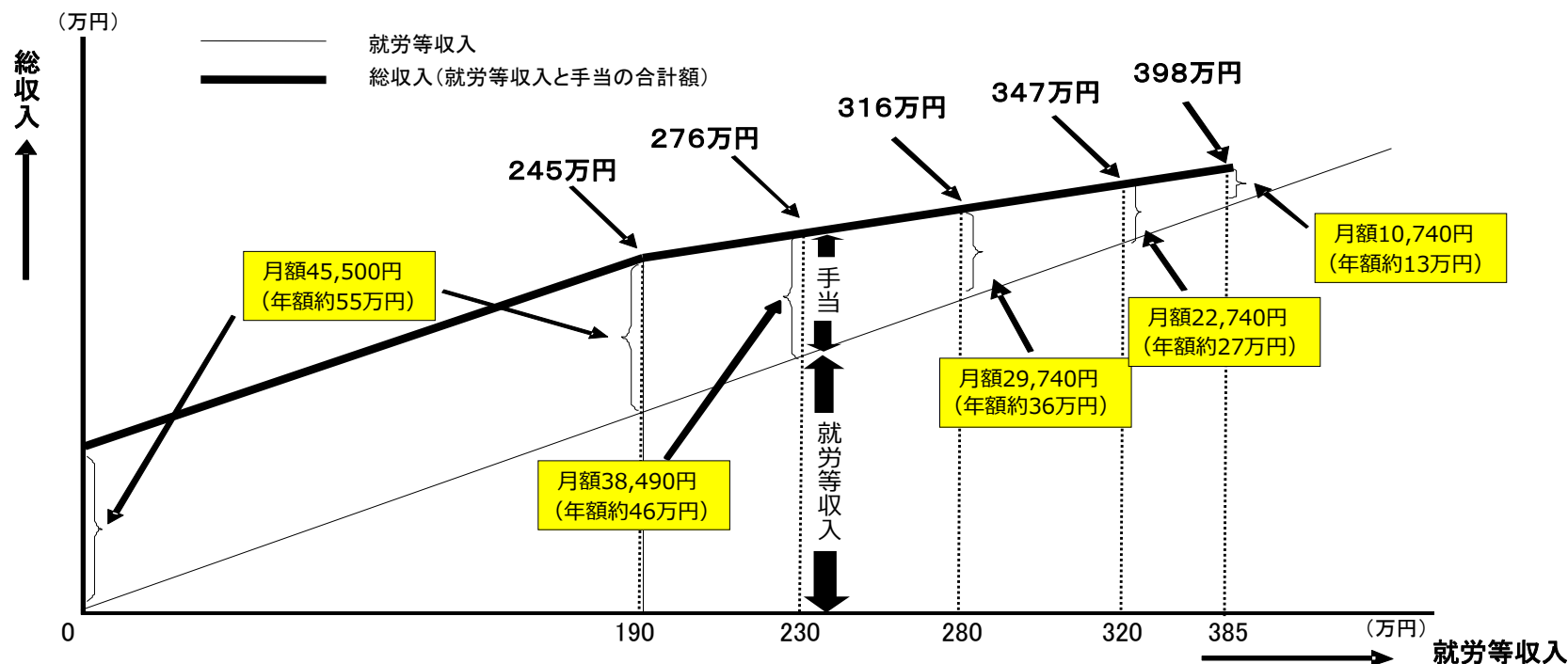


(出典:厚生労働省「福祉行政報告例」)

児童扶養手当の所得制限限度額について

児童扶養手当の額は、受給者の所得（収入から各種控除額を減じ、さらに、受給者やその児童が父又は母から養育費を受け取っている場合にはその養育費の8割相当額を加えて算出）と扶養親族等の数を勘案して決定され、また、就労等により収入が増えるにつれて児童扶養手当を加えた総収入が増えるよう定められている。

○ 令和6年度手当額の例（手当受給者と子1人の家庭の場合）※令和6年11月以降



扶養親族等の数	全部支給の所得制限限度額	一部支給の所得制限限度額
0人	69万円（142万円）	208万円（334.3万円）
1人	107万円（190万円）	246万円（385万円）
2人	145万円（244.3万円）	284万円（432.5万円）
3人	183万円（298.6万円）	322万円（480万円）
4人	221万円（352.9万円）	360万円（527.5万円）
5人	259万円（401.3万円）	398万円（575万円）

※（ ）内は収入額ベース。政令上は所得額で規定されており、ここに掲げた収入額は、給与所得者を例として給与所得控除額等を加えて表示した額である。

児童扶養手当支給額の計算方法（令和6年度4月～10月）

○児童扶養手当の額は、受給資格者の所得額を下表の扶養親族等の数に応じた所得制限限度額（所得ベースの額）に照らし合わせて全部支給、一部支給、支給停止のいずれかに決定するが、受給資格者と生計を同じくする扶養義務者がいる場合には、その者の所得額が扶養親族等の数に応じた所得制限限度額以上の場合には全部支給停止となる。

○所得制限限度額表（令和6年度） （単位：円）

扶養親族等の数	受給資格者本人				孤児等の養育者／配偶者／扶養義務者	
	全部支給		一部支給			
	収入ベース	所得ベース	収入ベース	所得ベース	収入ベース	所得ベース
0	1,220,000	490,000	3,114,000	1,920,000	3,725,000	2,360,000
1	1,600,000	870,000	3,650,000	2,300,000	4,200,000	2,740,000
2	2,157,000	1,250,000	4,125,000	2,680,000	4,675,000	3,120,000
3	2,700,000	1,630,000	4,600,000	3,060,000	5,150,000	3,500,000
4	3,243,000	2,010,000	5,075,000	3,440,000	5,625,000	3,880,000
5	3,763,000	2,390,000	5,550,000	3,820,000	6,100,000	4,260,000

※1. 児童扶養手当の算定対象となる所得の範囲は地方税法の道府県民税についての非課税所得以外の所得等。

（障害基礎年金等を受給している受給資格者については、所得の範囲に非課税の公的年金給付等を含む。）

2. 政令上は所得額で規定されており、ここに掲げた収入額は、給与所得者を例として給与所得控除額等を加えて表示した額。

○一部支給額の計算方法（令和6年度（4月～10月））

↓ 10円未満四捨五入

本体額 = 45,500円 - 〔（受給資格者の所得額 - 所得制限限度額(全部支給所得ベース)）× 0.0243007 + 10円〕

（例）親1人子ども1人 就労収入181万円（年額）、養育費30万円（年額）の場合

45,500円 - 〔（124.7万円（※） - 87万円）× 0.0243007 + 10円〕 = 36,330円

※ 124.7万円 = 118.7万円（就労収入181万円の給与所得控除後） - 10万円 - 8万円（社会保険料相当） + 24万円（養育費の8割）

児童扶養手当支給額の計算方法（令和6年度11月以降）

○児童扶養手当の額は、受給資格者の所得額を下表の扶養親族等の数に応じた所得制限限度額（所得ベースの額）に照らし合わせて全部支給、一部支給、支給停止のいずれかに決定するが、受給資格者と生計を同じくする扶養義務者がいる場合には、その者の所得額が扶養親族等の数に応じた所得制限限度額以上の場合には全部支給停止となる。

○所得制限限度額表（令和6年度） （単位：円）

扶養親族等の数	受給資格者本人				孤児等の養育者／ 配偶者／扶養義務者	
	全部支給		一部支給			
	収入ベース	所得ベース	収入ベース	所得ベース	収入ベース	所得ベース
0	1,420,000	690,000	3,343,000	2,080,000	3,725,000	2,360,000
1	1,900,000	1,070,000	3,850,000	2,460,000	4,200,000	2,740,000
2	2,443,000	1,450,000	4,325,000	2,840,000	4,675,000	3,120,000
3	2,986,000	1,830,000	4,800,000	3,220,000	5,150,000	3,500,000
4	3,529,000	2,210,000	5,275,000	3,600,000	5,625,000	3,880,000
5	4,013,000	2,590,000	5,750,000	3,980,000	6,100,000	4,260,000

※1. 児童扶養手当の算定対象となる所得の範囲は地方税法の道府県民税についての非課税所得以外の所得等。

（障害基礎年金等を受給している受給資格者については、所得の範囲に非課税の公的年金給付等を含む。）

2. 政令上は所得額で規定されており、ここに掲げた収入額は、給与所得者を例として給与所得控除額等を加えて表示した額。

○一部支給額の計算方法（令和6年度（11月以降））

↓ 10円未満四捨五入

本体額 = 45,500円 - 〔(受給資格者の所得額 - 所得制限限度額(全部支給所得ベース)) × 0.0250000 + 10円〕

（例）親1人子ども1人 就労収入181万円（年額）、養育費30万円（年額）の場合

45,500円 - 〔(124.7万円(※) - 107万円) × 0.0250000 + 10円〕 = 41,060円

※ 124.7万円 = 118.7万円（就労収入181万円の給与所得控除後） - 10万円 - 8万円（社会保険料相当） + 24万円（養育費の8割）

ひとり親の経済的支援（児童扶養手当）の拡充等

・ひとり親の就労収入の上昇等を踏まえ、働き控えに対応し自立を下支えする観点から所得限度額を引き上げるとともに、生活の安定のため特に支援を必要とする多子家庭に対し、第3子以降の加算額を拡充する。

①所得限度額の引き上げ（対象見込み者数：約44万人 制度改正影響額（令和6年度分）：国費29億円）

- ・全部支給の所得限度額（全部支給が一部支給になる額） **160万円** → **190万円**（年収ベース・こどもが1人の場合）
- ・一部支給の所得限度額（支給がすべて停止となる額） **365万円** → **385万円**（年収ベース・こどもが1人の場合）

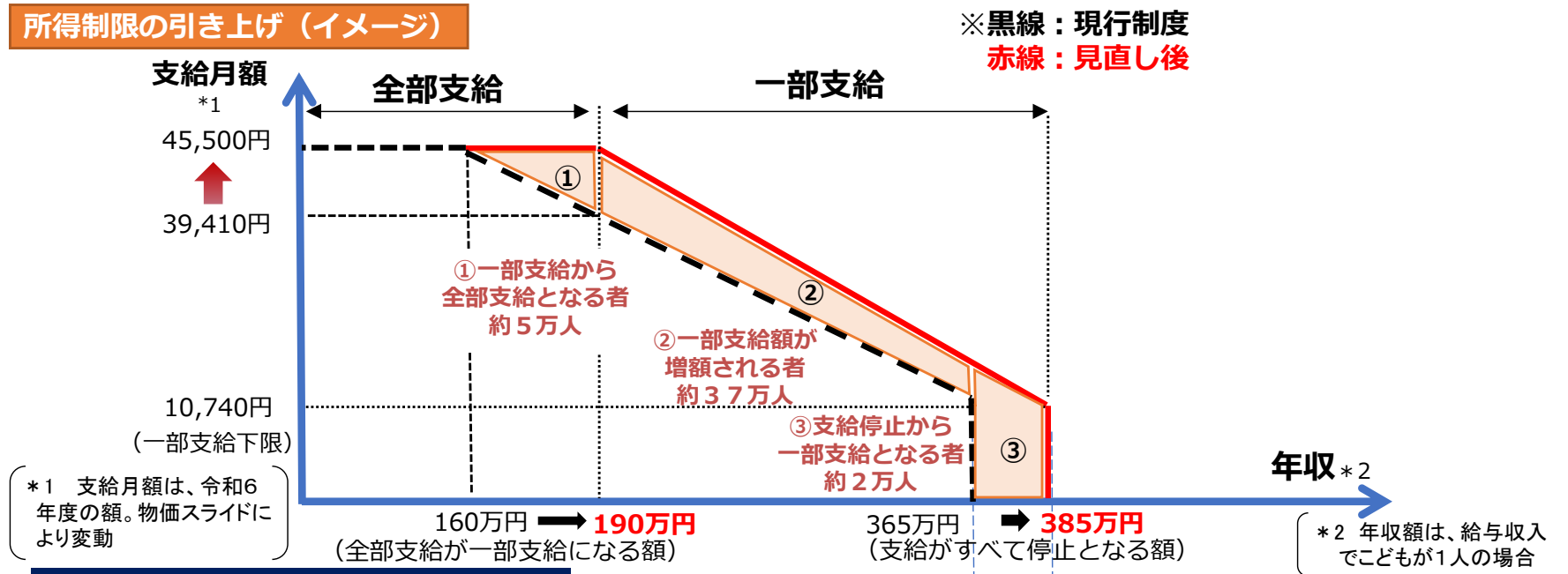
②多子加算の拡充（対象見込み者数：約11万人 制度改正影響額（令和6年度分）：国費5億円）

- ・第3子以降の加算額（**6,450円**）を第2子の加算（**10,750円**）と同額まで引き上げる。*加算額は令和6年度の全部支給の場合の額。物価スライドにより変動

※①②とも、令和6年11月分（令和7年1月支給）からの実施を想定

・児童扶養手当の受給に連動した就労支援等について、自立への後押しが途切れないう、所得が上がって児童扶養手当を受給しなくなっても支援策の利用を継続できるようにする。

所得制限の引き上げ（イメージ）



就労支援事業の対象者要件の拡充

児童扶養手当の受給に連動した就労支援等の要件緩和を行う

高等職業訓練促進給付金等(注)の支援策
（＝児童扶養手当の受給と連動）

上イメージ
図と連動

所得が上がって児童扶養手当を受給しなくなっても、**1年間をめどに利用可能**にするなど自立の下支え

(注) 対象となる就労支援事業 ・ 自立支援プログラム ・ 高等職業訓練促進給付金 ・ 自立支援教育訓練給付金 ・ ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業

児童扶養手当の所得限度額の引上げについて

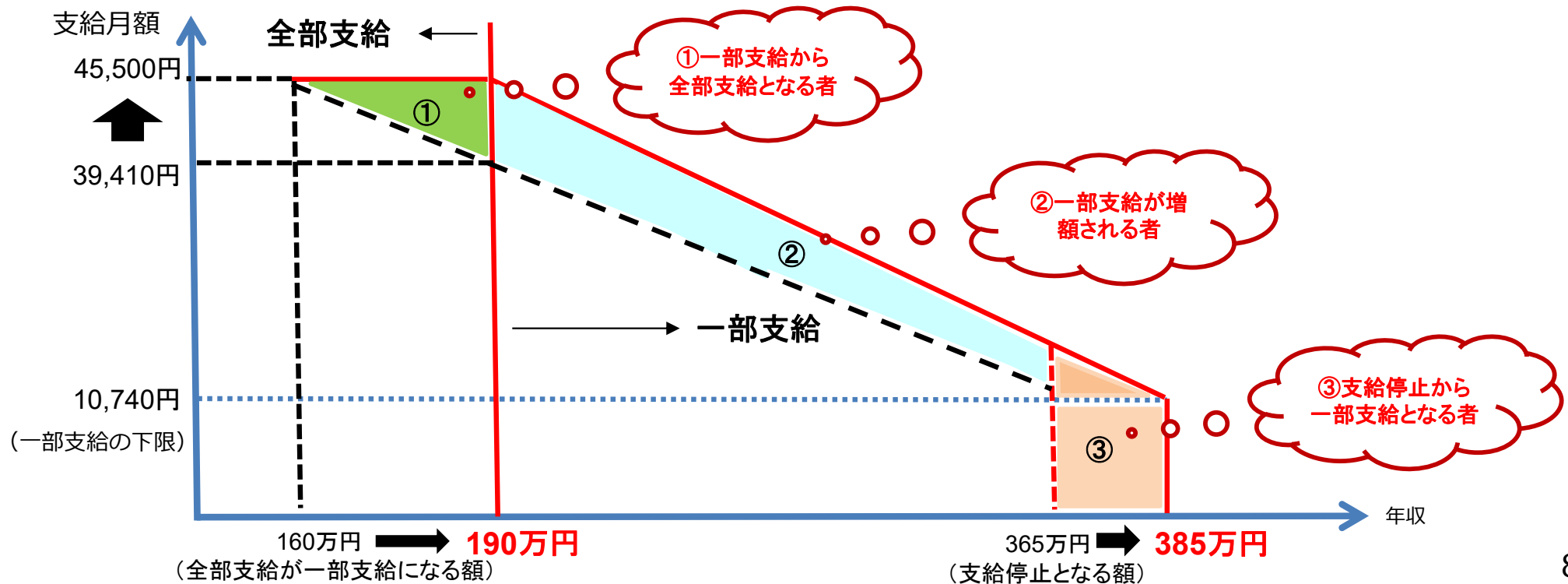
拡充の目的

- ひとり親世帯の生活状況や支援の必要度に応じて給付の重点化を図る観点から所得に応じた支給制限を設けている
- ひとり親の就労収入が上昇しているが、手当額の支給停止や減少を避けるため、働き控えを考える人がいることから、その働き控えに対応し、自立を下支えする観点から所得限度額を引き上げる

改正の内容

- 所得限度額の引き上げ（※年収ベース・こどもが1人の場合）
全部支給（一部支給停止が開始となる額） 160→190万円
一部支給（支給停止となる額） 365→385万円
- 令和6年11月分（令和7年1月支給）から実施

（例） 所得限度額引上げのイメージ図（年収ベース・こどもが1人の場合） ※手当額は令和6年度手当額



児童扶養手当の多子加算額の拡充について

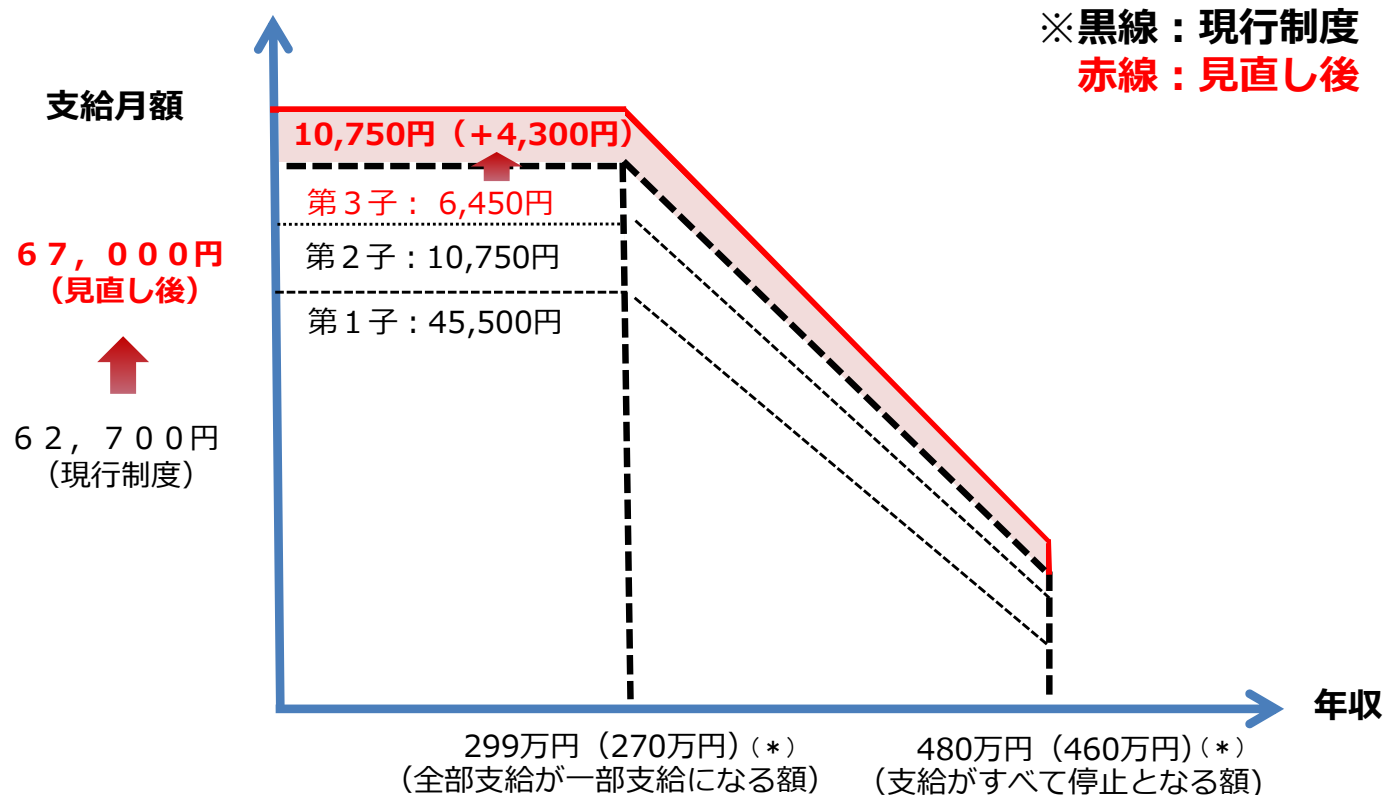
拡充の目的

- 多子を抱えるひとり親世帯については、特に生活に困窮しているため、支援を必要とする多子家庭に対し、多子世帯への加算額の拡充を行う。

改正の内容

- 第3子以降の加算額について第2子と同額に増額する。（令和6年度手当額 6,450円→10,750円）
- 令和6年11月分（令和7年1月支給）から実施。

（例）親1人子3人の手当額の支給イメージ図（※手当額は令和6年度手当額）



児童扶養手当の受給期間が5年を超える場合等の一部支給停止について

概 要

- 児童扶養手当については、平成14年の母子及び寡婦福祉法等の改正の際に、離婚後等の生活の激変を一定期間内で緩和し、自立を促進するという趣旨から、就労支援施策等の強化を図ることとあわせて、受給期間が5年を超える場合に、平成20年4月から、その一部を支給停止することとされた。
 - ・児童扶養手当の支給開始月の初日から起算して5年(又は手当の支給要件に該当する日の属する月の初日から起算して7年)を経過したときは手当の額の1/2を支給停止する。
 - ・3歳未満の児童を育てている場合は、3歳までの期間は5年の受給期間に含めない取扱いとする。
- ただし、平成20年2月に政令を制定し、一定の事由に該当する場合は一部支給停止の適用を除外している。

具体的な内容

(1) 手当の一部支給停止の適用除外となる事由

- ① 就業している。
- ② 求職活動等自立を図るための活動をしている。
- ③ 身体上又は精神上の障害がある。
- ④ 負傷又は疾病等により就業することが困難である。
- ⑤ 受給資格者が監護する児童又は親族が障害、負傷、疾病、要介護状態等により、受給資格者が介護する必要があるため、就業することが困難である。

(2) 一部支給停止の適用除外となるための手続

- 手当の支給開始後5年等を経過する月(以下「5年等満了月」という。)の直前の時期の現況届(8月)と併せて、(1)①～⑤のいずれかに該当する旨を明らかにできる書類を自治体に提出。5年等満了月以降の現況届時も同様。
※平成22年の児童扶養手当法の一部を改正する法律の附帯決議を踏まえ、24年6月に省令を改正し、本手続を現況届の手続と同時に行うことで一体化させる運用改善を実施

一部支給停止者の状況(令和4年3月末現在)

- ・全受給者(約85万人)に占める割合:0.3%(約3千人)

児童扶養手当と公的年金等との併給制限の見直し

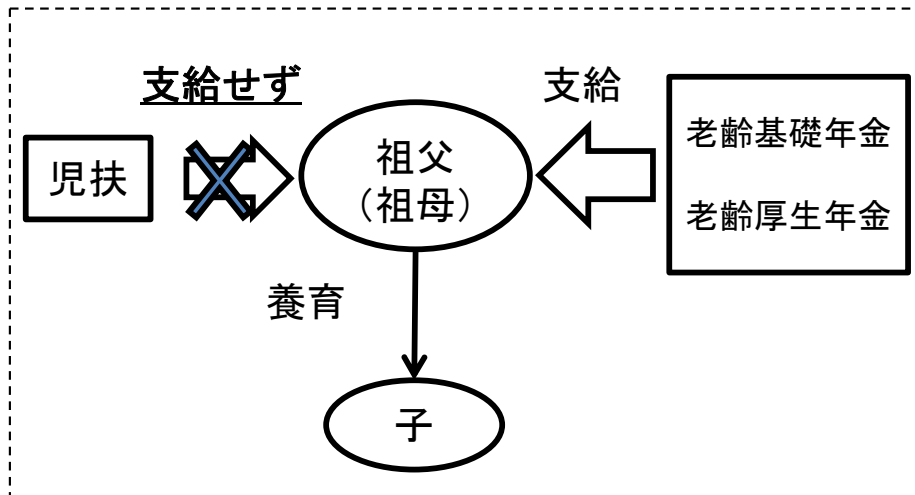
- 児童扶養手当と公的年金は、稼得能力の低下に対する所得保障という同一の性格を有しているため、公的年金を受給できる場合は、児童扶養手当を支給しないこととされていた。
- このため、児童扶養手当よりも低額の年金を受給できるように児童扶養手当を受給できないケースが生じていた。
- 今般、同一の性格を有する給付を2重に行うことを避けつつ、全く併給が行われないことを改善し、児童扶養手当の趣旨を達成する観点から、児童扶養手当法の一部が改正（※）され、受給者等の年金額が児童扶養手当額を下回る場合には、その差額分の手当を受給できることとなった（平成26年12月施行）。

※「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第28号）

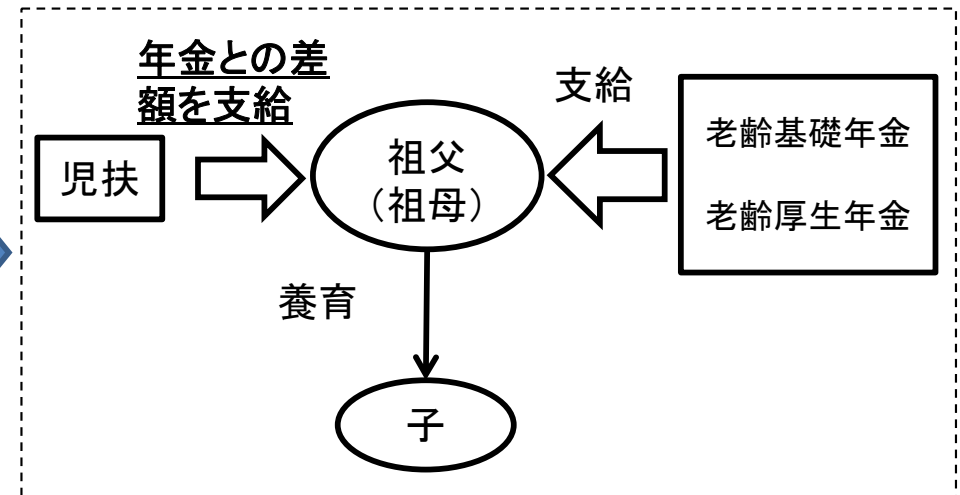
（差額支給の対象となる例）父母に監護されない児童を祖父母が養育する家庭

- 祖父（祖母）が受給する老齢年金が、加入年数や報酬額等により、児童扶養手当よりも低くなる場合

（改正前）



（改正後）



※ 上記の例の他、①妻が死亡した父子家庭で、父が遺族基礎年金の対象外（平成26年4月以降に死亡のケースは父に遺族基礎年金が支給される。）であるため、子に遺族厚生年金のみが支給されたが、亡母の報酬額等により支給年金額が低い場合、②離婚後に子が父から養育費を受け取っていた母子家庭で、離婚後に父が死亡し、子に遺族厚生年金のみが支給されたが、亡父の報酬額等により支給年金額が低い場合などが考えられる。

児童扶養手当の支払回数の見直し

- 児童扶養手当の支払回数について、年3回(4月、8月、12月)から年6回(1月、3月、5月、7月、9月、11月)に見直す。

<見直し前>

2018(平成30)年4月支払				8月支払				12月支払			
2017.12月	2018.1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月



<見直し後>

➡ 奇数月の支払に変更

2019(平成31)年4月支払				8月支払				11月支払			2020年1月支払		3月支払	
2018.12月	2019.1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2020.1月	2月

※ 見直しによる最初の支払(2019(令和元)年11月支払)は、8月分から10月分の3か月分の支払とし、それ以降は奇数月に2か月分を支払う。

※ 毎年8月に提出する現況届による手当額の改定は、地方自治体の事務処理期間を考慮し、12月支払分以降から1月支払分以降に見直す。

<参考> 児童扶養手当法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(衆議院・平成28年4月20日) 抜粋

- 児童扶養手当の支払方法については、地方公共団体における手当の支給実務の負担等を考慮しつつ、ひとり親家庭の利便性の向上及び家計の安定を図る観点から、支給回数を含め、所要の改善措置を検討すること。また、ひとり親家庭の自立を促す観点から、ひとり親家庭の家計管理の支援を推進すること。

<参考> 児童扶養手当法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(参議院・平成28年4月28日) 抜粋

- 児童扶養手当の支払方法については、地方公共団体における手当の支給実務の負担等を含めた状況を調査するとともに、ひとり親家庭の利便性の向上及び家計の安定を図る観点から、支給回数について隔月支給にすること等を含め、所要の措置を検討すること。また、ひとり親家庭の自立を促す観点から、ひとり親家庭の家計管理の支援を推進すること。

児童扶養手当と障害年金の併給調整の見直し

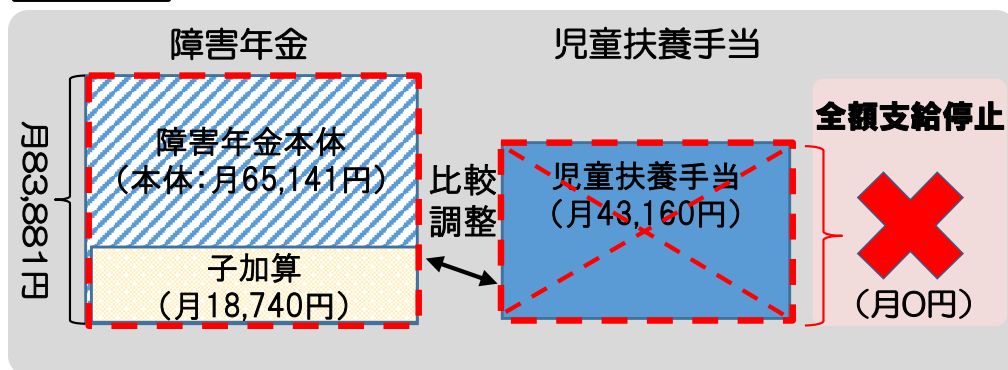
【見直しの趣旨】

- これまで、ひとり親の障害年金受給者は、障害年金額が児童扶養手当額を上回ると児童扶養手当を受給できなかったことから、児童扶養手当と障害年金の併給調整の方法を見直すことにより、ひとり親の障害年金受給者が児童扶養手当を受給できるように見直しを行った。

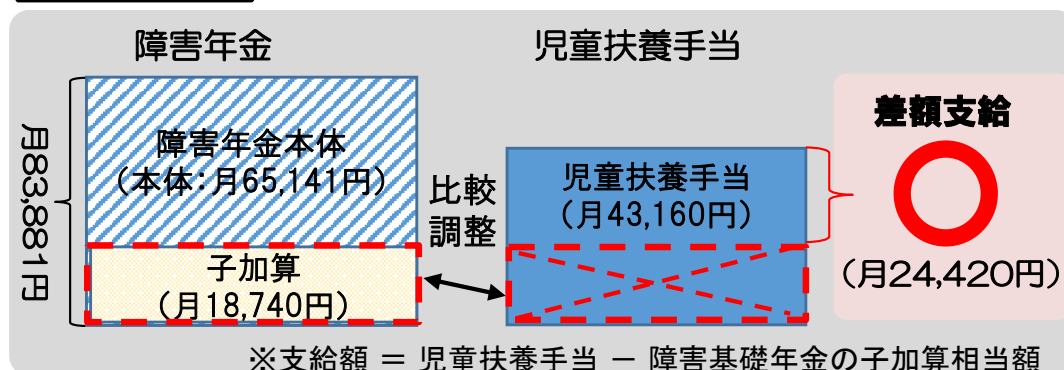
【見直し内容】(令和3(2021)年3月施行)

- 障害基礎年金の受給者について併給調整の方法を見直し、児童扶養手当の額と障害年金の子の加算部分の額との差額を受給することができるよう、児童扶養手当法を改正した。

現行 : 児童扶養手当が支給されない



見直し後 : 児童扶養手当が一部支給※される



※障害基礎年金受給中のひとり親(障害年金2級)と子どもが1人の場合

(参考)これまでの経緯

- ・ 昭和36年 児童扶養手当制度創設【母子福祉年金の補完的制度】
 - 離婚等による世帯の「稼得能力の低下に対する所得保障」。公的年金と同一の性格であり、原則併給不可。
 - ・ 昭和60年 児童扶養手当法改正【福祉制度※へ見直し】 ※母子家庭の生活の安定と自立の促進を通じて児童の健全育成を図る福祉制度
 - ・ 平成26年 児童扶養手当法改正【公的年金との併給調整の見直し】
 - 基本的な考え方は維持しつつ、受給者等の年金額が児童扶養手当額を下回る場合に、差額分の児童扶養手当を支給。
 - ・ 指摘されていた課題
 - 障害年金を受給しているひとり親家庭は、就労ができなくとも、障害年金額が児童扶養手当額を上回ると児童扶養手当が受給できなくなることから、障害年金と児童扶養手当の併給を可能とするべき。
- (参考1) ひとり親の障害年金受給者の状況 (厚生労働省「平成26年年金制度基礎調査(障害年金受給者実態調査)」(特別集計))
働きたくても働けない割合: 54.3%、働いていても就労収入100万円以下の割合: 59.0%
- (参考2) ひとり親の状況 (厚生労働省「平成28年度全国ひとり親世帯等調査」)
就業状況: 81.8%(母子世帯)・85.4%(父子世帯)、平均年間収入: 243万円(母子世帯)・420万円(父子世帯)

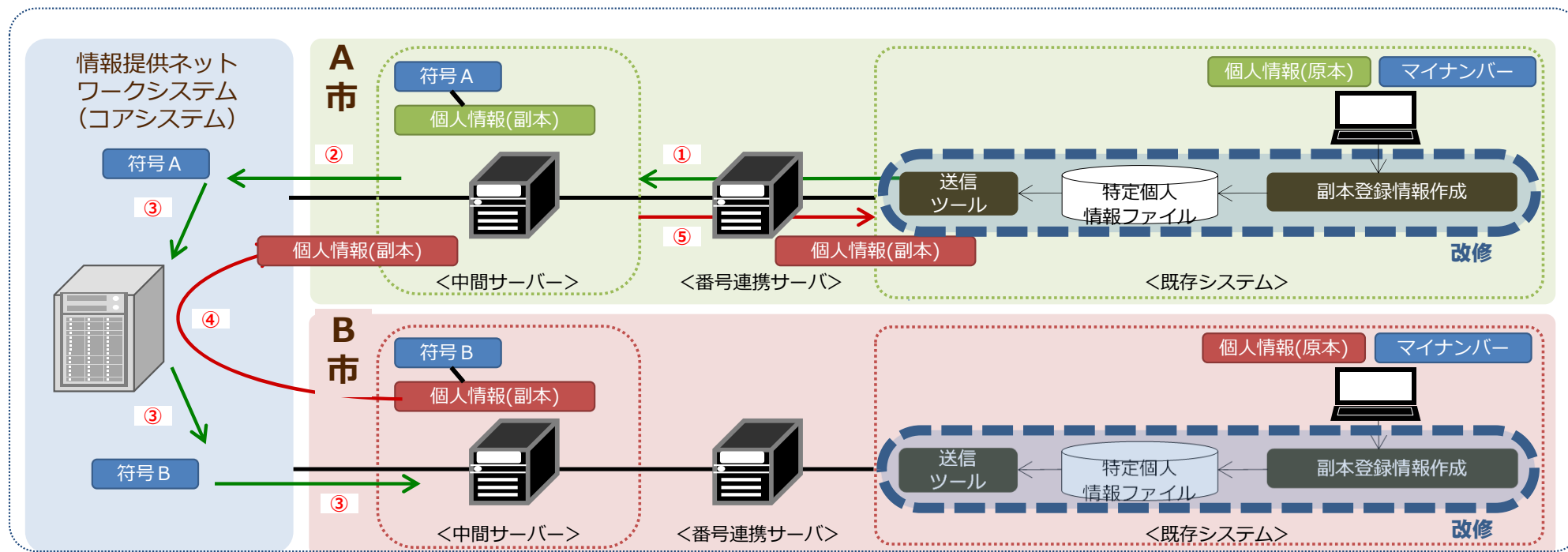
1. 施策の目的

- 児童扶養手当制度における社会保障・税番号制度を活用した情報連携を推進することを目的とする。

2. 施策の内容

- 児童扶養手当制度の実施主体である都道府県、市、福祉事務所設置町村が保有する業務システムについて、受給者情報（年金の受給情報等）の円滑な把握や、データ標準レイアウトの改版に対応するためのシステム改修等に要する費用を補助する。

＜情報連携のイメージ＞



3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県・市・福祉事務所設置町村

【補助率】 国：2／3、都道府県・市・福祉事務所設置町村：1／3

令和6年度当初予算 14.2 億円（14.2 億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 母子父子寡婦福祉資金は、配偶者のない女子又は配偶者のない男子であって現に児童を扶養しているもの等に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進することを目的としている。
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定に基づき行われている。

2 事業の概要・スキーム

【貸付対象者】

- ① 母子福祉資金：配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの（いわゆる母子家庭の母）、母子・父子福祉団体 等
- ② 父子福祉資金：配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの（いわゆる父子家庭の父）、母子・父子福祉団体 等
（平成26年10月1日より）
- ③ 寡婦福祉資金：寡婦（配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことのあるもの） 等

【貸付金の種類】

- ①事業開始資金、②事業継続資金、③修学資金、④技能習得資金、⑤修業資金、⑥就職支度資金、⑦医療介護資金、⑧生活資金、⑨住宅資金、⑩転宅資金、⑪就学支度資金、⑫結婚資金（計12種類）

【貸付条件等】

- 利 子：貸付金の種類、連帯保証人の有無によって異なるが、無利子または、年利1.0%
- 償還方法：貸付金の種類によって異なるが、一定の据え置き期間の後、3年～20年

3 実施主体等

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市

【負担割合】国 2 / 3、都道府県・指定都市・中核市 1 / 3

【貸付実績（令和4年度）】

- ① 母子福祉資金：9 7 億 9, 5 9 6 万円（1 7, 4 7 3 件）
- ② 父子福祉資金：6 億 9, 8 8 6 万円（1, 1 8 5 件）
- ③ 寡婦福祉資金：2 億 7, 4 0 7 万円（3 9 2 件）

※貸付金の件数・金額とも約9割が、児童の修学資金関係

福祉資金貸付金の拡充①（平成21年6月5日以降適用）

生活が不安定な母子家庭等や自立に向けた活動を行う母子家庭等の資金需要に柔軟に応えることができるよう、母子寡婦福祉貸付金において、貸付利子の引下げ、貸付け条件等の見直しを行う。

1. 貸付利率の引下げ

返済時の負担軽減のため、貸付利率について現行の3%から無利子に引き下げる。

（参考）有利子の貸付資金

生活資金※、住宅資金、転宅資金、結婚資金

※母子家庭となってから7年間を超えない期間（月額4万円、累計96万円を超える金額に限る）、失業期間における貸付期間における貸付け

2. 貸付け条件の見直し

○連帯保証人要件の緩和

連帯保証人の確保が困難な母子家庭の実情を考慮し、連帯保証人のない場合も貸し付けを認める。

（ただし、その場合は有利子貸付（1.5%）とする。）

修学資金、修業資金、就職支度資金（子に係るものに限る）及び就学支度資金については、

①親に貸付ける場合は、現行どおり子を連帯債務者とし、連帯保証人については新たに不要とする。

②子に貸付ける場合は、現行どおり親等の連帯保証人を必要とする。

①及び②の両方の場合について、利子については引き続き無利子とする。

○技能習得資金、修業資金、生活資金（技能修得期間中）の貸付期間の延長

3年を超える修業に対応するため、貸付期間を3年以内から5年以内に延長する。

3. 事務費に充当できる利子等の収入の割合の引上げ

貸付けに係る事務費に充当できる利子等の収入の割合について、現行の2/3から10/10へ引き上げる。 89

福祉資金貸付金の拡充②（平成22年4月1日以降適用）

母子家庭の母及び寡婦が高等学校等に通う際に必要となる費用について貸付けを行う。

技能習得資金関係

○母子家庭の母及び寡婦が高等学校に修学する場合に、その修学及び入学に必要な資金について、技能習得資金の運用により貸付けを可能とする。

・貸付限度額

月額	68,000円
特別貸付	816,000円(12月相当)

福祉資金貸付金の拡充③（平成26年10月1日以降適用）

福祉資金貸付金について父子家庭への対象拡大を図り、父子福祉資金を創設する。

父子福祉資金の対象者、貸付金の種類、貸付限度額、貸付条件等

○母子福祉資金と同様とする。

福祉資金貸付金の拡充④（平成27年4月1日以降適用）

ひとり親家庭が経済的に厳しい状況に置かれていること等を踏まえ、違約金の利率を引き下げる。

違約金利率の引き下げ

○福祉資金貸付金の償還に係る違約金の額を引き下げるため、違約金の利率を以下のとおり引き下げる。
（改正前）年10.75% → （改正後）年5%

福祉資金貸付金の拡充⑤（平成28年4月1日以後申請分から適用）

ひとり親家庭の返済の負担に配慮し、保証人がいない場合の貸付利率を引き下げる。

貸付利率の引き下げ

○保証人がいない場合でも借りやすい仕組みとするため、貸付利率を以下のとおり引き下げる。
（改正前）年1.5% → （改正後）年1.0%

福祉資金貸付金の拡充⑥（平成30年4月1日以降適用）

経済的理由により進学を諦めることがないよう、修学資金及び就学支度資金について、貸付けの対象に大学院を追加する。

貸付け対象の拡大

○ひとり親家庭の子どもが大学院へ修学する場合に、その修学及び入学に必要な資金について、修学資金及び就学支度資金より貸付けを受けられるように対象を拡大する。

福祉資金貸付金の拡充⑦（平成31年4月1日以降適用）

就学支度資金における職業能力開発大学校などの修業施設に係る貸付限度額の引上げや、返済の負担に配慮し、修業資金の償還期限を延長する。

また、児童扶養手当の支払い回数の見直しによる支給制限の適用期間の変更に伴い、増額分の支払時期が従来の12月から2020年1月となる受給者の生活への影響を考慮した新たな資金を創設する。

貸付限度額の引上げ

○就学支度資金における修業施設に係る貸付限度額を引き上げる。

（改正前）100,000円 → （改正後）282,000円

償還期限の延長

○修業資金について、返済の負担に配慮し、償還期限を延長する。

（改正前）6年 → （改正後）20年

新たな資金の創設

○児童扶養手当の支払回数の見直しによる支給制限の適用期間の変更に伴う、受給者の生活への影響を考慮し、「臨時児童扶養等資金」を創設する。

【対象者】

- ・2019年7月31日までに児童扶養手当法第6条第1項の規定による認定の請求をした者であること
- ・臨時児童扶養等資金の貸付けの申請の際に現に児童扶養手当の支給を受けている者であること
- ・2019年8月分の手当の額が、同年11月分の児童扶養手当の額に相当する額未満であること

【貸付限度額】

2019年11月分の児童扶養手当の額に相当する額に3を乗じて得た額から同年10月分の児童扶養手当の額に相当する額に相当する額に3乗じて得た額を控除した額

【貸付期間等】

- ・貸付期間：2019年11月1日から2020年1月31日までの間
- ・据置期間：貸付けの日から6箇月以内
- ・償還期限：据置期間経過後3年以内
- ・貸付利率：無利子（父母のない児童に貸し付ける場合は保証人が必要）

福祉資金貸付金の拡充⑧（令和2年4月1日以降適用）

ひとり親家庭の子どもが大学等に修学しやすい環境を整えるため、大学等に就学する子どもの修学資金の対象経費に、修学期間中の生活費等を加える。併せて、大学等における修学の支援に関する法律（以下「大学等修学支援法」という。）第3条に規定する大学等における修学の支援を受けた場合の償還を義務化する。

また、民法に基づく法定利率の引下げを踏まえ、違約金の利率を引き下げる。

対象経費の拡充

○大学等に修学するための修学資金の対象経費を拡充する。

- （改正前）
- ①授業料
 - ②授業料以外の学校納付金（施設整備費、実習費等）
 - ③修学費（交通費、教科書代、参考図書代、実収材料費等）



- （改正後）
- ①授業料
 - ②授業料以外の学校納付金（施設整備費、実習費等）
 - ③修学費（交通費、教科書代、参考図書代、実収材料費等）
 - ④課外活動費（部活動費、サークル活動費、その他正課教育以外の経費等）
 - ⑤自宅外通学において係る経費（食費、住居費、光熱水費等）
 - ⑥保健衛生費（診療代、薬代等）
 - ⑦その他学生生活を送る上で必要と認められる経費

貸付限度額の引上げ

○対象経費の拡充等に伴い、限度額を引き上げる。

資金名称	貸付限度額（改正前）	貸付限度額（改正後）
事業開始資金	2,870,000円（母子・父子福祉団体に対しては、4,320,000円）	2,930,000円（母子・父子福祉団体に対しては、4,410,000円）
事業継続資金	1,440,000円	1,470,000円
修学資金	大学、高等専門学校及び専修学校専門課程 自宅生 81,000円 自宅外生 96,000円 専修学校一般課程 48,000円	大学、高等専門学校及び専修学校専門課程（※1） 自宅生 108,500円 自宅外生 146,000円 専修学校一般課程 49,500円
就学支度資金	国公立の大学等 380,000円	国公立の大学等 420,000円（※2）

※1 大学等修学支援法第3条に規定する大学等における修学の支援を受けることができる場合の限度額については、所定の額から当該支援の額に相当する額を控除した額とする。

※2 大学等修学支援法第8条第1項の規定による入学金の減免を受けることができる場合の限度額については、所定の額から当該減免の額に相当する額を控除した額とする。

償還の義務化

○大学等修学支援法第3条に規定する大学等における修学の支援を受けた場合、既に交付を受けた貸付金のうち、当該支援の額に相当する額について、当該支援を受けた日から6ヶ月以内の償還を義務化する。

違約金利率の引下げ

○民法に基づく法定利率の引下げを踏まえ、違約金の利率を以下のとおり引き下げる。（改正前）年5% → （改正後）年3%

福祉資金貸付金の拡充⑨（令和5年4月1日以降適用）

12種類の資金（①事業開始資金、②事業継続資金、③修学資金、④技能習得資金、⑤修業資金、⑥就職支度資金、⑦医療介護資金、⑧生活資金、⑨住宅資金、⑩転宅資金、⑪修学支度資金、⑫結婚資金）のうち、生活資金を拡充し、収入が減少するなど家計が急変し大きな困難が生じている者に対して、生活資金を貸付け、ひとり親家庭の生活の安定を図る。

対象者の拡充

○知識技能を習得している間、医療若しくは介護を受けている間、母子家庭又は父子家庭になって間もない（7年未満）者、失業中の者に加え、**家計が急変した者**を対象とする。

家計急変者への貸付内容

【貸付内容】 収入が減少するなど家計が急変し大きな困難が生じている者に対して、生活資金の貸付を行う。

【貸付対象】 母子家庭の母、父子家庭の父
※ただし、児童扶養手当を受給している場合は、対象外

【貸付要件】 家計が急変し、児童扶養手当受給相当まで所得が減少した者
（直近の所得を12倍した金額が230万円以下（扶養児童1人の場合※）の者）
※扶養児童1人増えるごとに38万円を加える

【貸付限度額】 児童扶養手当に準拠した額

【貸付期間】 原則3月以内（最長1年まで延長可）

【据置期間】 貸付期間終了後、6ヶ月間

【償還期限】 10年以内

【利率】 保証人有：無利子、保証人無：年1.0%

母子父子寡婦福祉資金貸付金の概要

(令和6年4月1日現在)

資金種類	貸付対象等		貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期限	利 率
事業開始資金	・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・母子・父子福祉団体 ・寡婦	事業(例えば洋裁、軽飲食、文具販売、菓子小売業等、母子・父子福祉団体については政令で定める事業)を開始するのに必要な設備、什器、機械等の購入資金	3, 470, 000円 団体 5, 220, 000円		1 年	7年以内	(保証人有)無利子 (保証人無)年1.0%
事業継続資金	・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・母子・父子福祉団体 ・寡婦	現在営んでいる事業(母子・父子福祉団体については政令で定める事業)を継続するために必要な商品、材料等を購入する運転資金	1, 740, 000円 団体 1, 740, 000円		6ヶ月	7年以内	(保証人有)無利子 (保証人無)年1.0%
修学資金	・母子家庭の母が扶養する児童 ・父子家庭の父が扶養する児童 ・父母のない児童 ・寡婦が扶養する子	高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、大学院又は専修学校に就学させるための授業料、書籍代、交通費等(大学等に就学させる場合には、課外活動費、自宅外通学において係る経費、保健衛生費等を含む。)に必要な資金	※私立の自宅外通学の場合の限度額を例示 (大学院は国公立・私立、自宅・自宅外の区別なし) 高校、専修学校(高等課程) 月額52, 500円 高等専門学校 月額[1～3年] 52, 500円 [4～5年] 115, 000円 専修学校(専門課程) 月額 126, 500円 短期大学 月額 131, 000円 大学 月額 146, 000円 大学院(修士課程) 月額 132, 000円 大学院(博士課程) 月額 183, 000円 専修学校(一般課程) 月額 54, 000円 (注1)高等学校、高等専門学校又は専修学校に就学する児童が18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したことにより児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合、上記の額に児童扶養手当の額を加算した額。 (注2)大学等修学支援法第3条に規定する大学等における修学の支援を受けることができる場合の限度額については、所定の額から当該支援の額に相当する額を控除した額とする。 (注3)大学等修学支援法第3条に規定する大学等における修学の支援を受けた場合、その相当額について当該支援を受けた日から6ヶ月以内の償還義務あり。	就学期間中	当該学校卒業後6ヶ月	20年以内 専修学校(一般課程)5年以内	無利子 ※親に貸付ける場合、児童を連帯借受人とする。(連帯保証人は不要) ※児童に貸付ける場合、親等を連帯保証人とする。

資金種類	貸付対象等		貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期限	利 率
技能習得資金	・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦	自ら事業を開始し又は会社等に就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金(例:訪問介護員(ホームヘルパー)、ワープロ、パソコン、栄養士等)	【一般】 月額 68,000円 【特別】 一括 816,000円 (12月相当) 運転免許 460,000円	知識技能を習得する期間中5年をこえない範囲内	知識技能習得後1年	20年以内	(保証人有) 無利子 (保証人無) 年1.0%
修業資金	・母子家庭の母が扶養する児童 ・父子家庭の父が扶養する児童 ・父母のない児童 ・寡婦が扶養する子	事業を開始し又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金	月額 68,000円 特別 460,000円 (注)修業施設で知識、技能習得中の児童が18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したことにより児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合、上記の額に児童扶養手当の額を加算した額	知識技能を習得する期間中5年をこえない範囲内	知識技能習得後1年	20年以内	※修学資金と同様
就職支度資金	・母子家庭の母又は児童 ・父子家庭の父又は児童 ・父母のない児童 ・寡婦	就職するために直接必要な被服、履物等及び通勤用自動車等を購入する資金	【一般】 105,000円 【特別】 340,000円 (通勤のための自動車購入の場合)		1 年	6年以内	※親に係る貸付けの場合 (保証人有) 無利子 (保証人無) 年1.0% ※児童に係る貸付けの場合修学資金と同じ
医療介護資金	・母子家庭の母又は児童(介護の場合は児童を除く) ・父子家庭の父又は児童(介護の場合は児童を除く) ・寡婦	医療又は介護(当該医療又は介護を受ける期間が1年以内の場合に限る)を受けるために必要な資金	【医療】 340,000円 特別 480,000円 【介護】 500,000円		医療又は介護終了後6ヶ月	5年以内	(保証人有) 無利子 (保証人無) 年1.0%

資金種類	貸付対象等		貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期限	利 率
生活資金	・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦	知識技能を習得している間、医療若しくは介護を受けている間、母子家庭又は父子家庭になって間もない(7年未満)者の生活を安定・継続する間(生活安定期間)又は失業中の生活を安定・継続するのに必要な生活補給資金	【一般】月額 108,000円 【技能】月額 141,000円 母子家庭の母又は父子家庭の父が生計中心者でない場合並びに現に扶養する子のない寡婦及び現に扶養する子の生計を維持していない寡婦に係る貸付けは、月額74,000円 (注1)生活安定期間の貸付は、配偶者のない女子又は男子となった事由の生じたときから7年を経過するまでの期間中、月額108,000円、合計259.2万円を限度とする。 (注2)生活安定期間中の養育費の取得のための裁判費用については、1,296,000円(一般分の12月相当)を限度として貸付けることができる。 (注3)3月相当額の一括貸付を行うことができる。	・知識技能を習得する期間中5年以内 ・医療又は介護を受けている期間中1年以内 ・離職した日の翌日から1年以内	知識技能習得後、医療若しくは介護終了後又は生活安定期間の貸付若しくは失業中の貸付期間満了後6ヶ月	(技能習得) 20年以内 (医療又は介護) 5年以内 (生活安定貸付) 8年以内 (失業) 5年以内	(保証人有) 無利子 (保証人無) 年1.0%
	・母子家庭の母 ・父子家庭の父	児童扶養手当受給相当まで収入が減少した者の生活を安定・継続するのに必要な生活補給資金(児童扶養手当を受給している者は除く)	児童扶養手当の支給額 ※令和6年度は月額45,500円	原則3か月以内 (都道府県等が適当と認める場合は1年まで延長可)	貸付期間満了後6ヶ月	10年以内	
住宅資金	・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦	住宅を建設し、購入し、補修し、保全し、改築し、又は増築するのに必要な資金	1,500,000円 特別 2,000,000円		6ヶ月	6年以内 特別 7年以内	(保証人有) 無利子 (保証人無) 年1.0%
転宅資金	・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦	住宅を移転するため住宅の貸借に際し必要な資金	260,000円		6ヶ月	3年以内	(保証人有) 無利子 (保証人無) 年1.0%

資金種類	貸付対象等		貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期限	利 率
就学支度資金	・母子家庭の母が扶養する児童 ・父子家庭の父が扶養する児童 ・父母のない児童 ・寡婦が扶養する子	就学、修業するために直接に必要な被服等の購入に必要な資金及び受験料	※高校以上は自宅外通学の場合の限度額を例示 小学校 64, 300円 中学校 81, 000円 国公立高校等 160, 000円 修業施設 282, 000円 私立高校等 420, 000円 国公立大学・短大・大学院等 420, 000円 私立大学・短大・大学院等 590, 000円 (注1)大学等修学支援法第8条第1項の規定による入学金の減免を受けることができる場合の限度額については、所定の額から当該減免の額に相当する額を控除した額とする。 (注2)大学等修学支援法第3条に規定する大学等における修学の支援を受けた場合、その相当額について当該支援を受けた日から6ヶ月以内の償還義務あり。		当該学校(小学校の場合は中学校)卒業後6ヶ月	就学 20年以内 修業 5年以内	※修学資金と同様
結婚資金	・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦	母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童及び寡婦が扶養する20歳以上の子の婚姻に際し必要な資金	320, 000円		6ヶ月	5年以内	(保証人有) 無利子 (保証人無) 年1.0%